

(別紙)定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (省 略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 (省 略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(附 則) 第 3 条(本店の所在地)の変更は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p>